香川県公安委員会公告第　　９７　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 10 月 30 日

香川県公安委員会委員長

日時	令和　８年　１１月　１９日　　午前　１０時　００分	
場所	高松市郷東町５８７番地１３８ 香川県警察本部交通部運転免許課聴聞室	
番号	被聴聞者の氏名又は名称	被聴聞者の住所又は居住
	対象者には別途通知済み	